

教育警務委員会会議録

I 日 時 令和 7 年 9 月 29 日 (月)

午前 9 時 56 分開会

午後 0 時 36 分閉会

II 場 所 第 4 委員会室

III 出席委員

委員長	瀬川 侑希
副委員長	立村 好司
委員	佐藤 則寿
〃	尾山 謙二郎
〃	鍋嶋 慎一郎
〃	大門 良輔
〃	永森 直人
〃	鹿熊 正一

IV 出席説明者

教育委員会

教育長	廣島 伸一
理事・教育次長	小杉 健
教育次長・教育みらい室長	
	中崎 健志
教育次長	板倉由美子
教育企画課長	森安 祐成
教育企画課課長 (ICT 教育推進担当)	
	五十嵐佳美
教育みらい室小中学校課長	
	木下 貴子
教育参事・教育みらい室県立高校課長	
	土肥 恵一
教育参事・教育みらい室特別支援教育課長	

	魚 津 直 美
教 育 み ら い 室 県 立 高 校 改 革 推 進 課 長	
	丸 田 祐 一
教 育 み ら い 室 課 長 (児 童 生 徒 支 援 担 当)	
	岡 本 一 善
教 育 み ら い 室 課 長 (夜 間 中 学 設 置 準 備 担 当)	
	岩 田 理 恵 子
生 涯 学 習 ・ 文 化 財 課 長	
	前 川 秋 人
生 涯 学 習 ・ 文 化 財 課 課 長 (青 少 年 ・ 家 庭 成 人 教 育 担 当)	
	河 原 千 里
教 職 員 課 長	安 川 賢 一
保 健 体 育 課 長 ・ 課 長 (派 遣 ス ポ ー ツ 主 事 担 当)	
	五 島 直 樹
保 健 体 育 課 課 長 (食 育 安 全 担 当)	
	松 嶋 保 子
公 安 委 員 会	
公 安 委 員 長	川 端 雅 彦
警 察 本 部 長	高 木 正 人
警 務 部 長	伴 野 康 和
生 活 安 全 部 長	古 川 秀 治
地 域 部 長	福 山 大
刑 事 部 長	橋 森 俊 広
交 通 部 長	井 上 数 也
警 備 部 長	青 野 秀 夫
警 務 部 参 事 官 ・ 首 席 監 察 官	
	渡 部 高 史
警 務 部 首 席 参 事 官 ・ 警 務 課 長	
	水 名 健
警 務 部 参 事 官 ・ 会 計 課 長	

V 会議に付した事件

- 1 9月定例会付託案件の審査
- 2 請願・陳情の審査
- 3 閉会中継続審査事件の申し出について
- 4 教育警務行政当面の諸問題について
- 5 行政視察について

VI 議事の経過概要

1 9月定例会付託案件の審査

(1) 質疑・応答

瀬川委員長 初めに、本定例会において本委員会に付託されました諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、お手元にお配りしてある議案付託表のとおりであります。これより付託案件についての質疑に入ります。質疑はありますか。——ないので、質疑なしと認めます。

(2) 討論

瀬川委員長 これより討論に入ります。

討論はありますか。——ないので、討論なしと認めます。

(3) 採決

瀬川委員長 これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託されました議案第101号令和7年度富山県一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会所管分ほか1件及び報告第13号地方自治法第179条による専決処分の件のうち本委員会所管分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

瀬川委員長 挙手全員であります。

よって、議案第101号ほか1件及び報告第13号について

は、原案のとおり可決または承認すべきものと決しました。

2 請願・陳情の審査

瀬川委員長 次に、請願・陳情の審査に入ります。

(1) 請願に係る説明事項

瀬川委員長 請願は1件付託されておりますので、当局から説明願います。

丸田県立高校改革推進課長 請願第6号－1「県内どこに住んでいても、学習の機会が保障されるよう、県立高校再編の検討を慎重にすすめることを求める請願」について御説明いたします。

項目の1つ目でございます。今後の県立高校の在り方の検討に当たっては、数合わせではなく、これまで行ってきた高校教育、教育行政の検証と評価を行うこと、その上で教育課題を解決するため、どんな学校にしていくべきかといった議論を県民に開かれた形で深めることを求めるものでございます。

新時代とやまハイスクール構想では、これまでも様々な形で県民の皆様から御意見をお聞きしておりまして、それらを踏まえ、将来必要と考えられる教育内容をお示した上で、これらを組み合わせた大・中・小規模の特色ある学校をバランスよく配置する目指す姿を描き、バックキャストの手法により段階的に再編を行うことで、各時期の社会情勢の変化などに対応した学校づくりを進めることとしております。

今後とも各県立高校と連携を図り、これまでの教育実績を生かした魅力と活力ある学校づくりに向けた検討を進め、県民の皆様に分かりやすく説明をしながら、構想の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、項目の2つ目でございます。構想検討会議の在り方を見直すこと、知事は諮問する側に回ること、会

議を公開すること、議事録を公表するなど検討の経緯が県民に分かるようにすること、児童・生徒、保護者、教職員といった教育当事者の意見を尊重することを求めるものでございます。

構想検討会議は、議論を深めスピード感を高める観点から、知事も含めた総合教育会議のメンバーが加わった形としており、今後とも丁寧に議論が進められるよう努めてまいりたいと考えております。

会議を非公開といたしますのは、率直な意見交換の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合や、検討段階の議論が公になることで、県民に不安や混乱を生じさせる恐れがある場合において、会長と委員の協議により決定しております。この趣旨から、非公開部分の意見を明らかにすることは難しいものと考えておりますが、会議終了後には、可能な範囲で会議の概要をお伝えしてきております。また、これまでの議論の結果は、実施方針（素案）としてお示ししているところでございます。

教育関係者の御意見を聞くことは大切なことです。ことから、ワークショップと意見交換会、若手教員グループトーク、高校生及び教員へのアンケート、パブリックコメントなどを実施してまいりましたほか、今年度も実施方針（素案）に関する意見交換会やパブリックコメントなども行い、生徒や保護者、教員の皆様からも様々な御意見をお聞きしてきております。頂きました意見を参考にして検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、項目の3番、生徒数480人の大規模校を県東部に1校という方針を見直すこと、また、項目の4番、令和20年度の学校数、大・中・小規模の生徒数の目安を再検討することを求めるものでございます。

構想では、人口減少が進む中におきましても、生徒に多

様な選択肢を提供できるよう、それぞれ特色ある大・中・小規模の新時代ハイスクールを県内にバランスよく配置することとしております。

令和20年度の学校の配置数の目安につきましては、令和20年度以降も生徒数の減少が進むことも見据え、大規模校を1校とするとともに、中、小規模校の定員を確保できるよう検討したものでございます。

続きまして、項目の5番、第1期再編を28年度に開始することは拙速であり、早くても29年度以降とすることを求めるものでございます。今後本定例会での御議論をはじめ、いただいた御意見も踏まえ、10月頃の総合教育会議において必要な修正を行い、実施方針を取りまとめたいと考えております。

過去2回の再編スケジュールに倣えば、今年度中に第1期校における対象校を示すことも選択肢の1つになると考えられますが、今回は全ての高校を再構築していくため、より幅広い観点からの検討が必要になると考えております。スケジュールなどにつきましては、今後の議論とその進捗によって決まっていくものと考えております。

続きまして、項目の6番、高校再編に必要な予算規模、また、教職員配置の充実の姿勢などを早期に示すことを求めるものでございます。

今後実施方針が取りまとめられました後、大規模校を含む新時代ハイスクールにおける施設設備や教育内容、学校運営などの検討を進めていく中で、必要となる費用や教員配置の具体化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、項目の7-1、高校生の通学の便を保障するため、私ども教育委員会所管分といたしましては、通学にかかる時間的経済的な負担の軽減を図ることを求めるものでございます。

構想では、今後必要と考えられる教育内容を組み合わせた大・中・小規模の特色ある新時代ハイスクールを生徒の交通手段や所要時間にも考慮いたしまして、県内にバランスよく配置し、全ての生徒に幅広い学びの選択肢を提供することとしております。

生徒の通学に対する支援につきましては、将来実際に新たな形で県立高校が配置され、生徒が入学し、通学の状況を把握できた段階で、その実態を踏まえ、また、生徒や保護者などの御意見もお聞きした上で、必要に応じ検討する事項になると考えております。

(2) 質疑・応答

瀬川委員長 ただいま当局から説明を受けましたが、これについて質疑はありませんか。——ないようですので、質疑なしと認めます。

(3) 討論

瀬川委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。——ないようですので、討論なしと認めます。

(4) 採決

瀬川委員長 これより採決に入ります。

請願第6号－1「県内どこに住んでいても、学習の機会が保障されるよう、県立高校再編の検討を慎重にすすめることを求める請願」のうち、項目2、3、7－1を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手なしであります。よって、請願第6号－1のうち、項目2、3、7－1については不採択とすべきものと決しました。

同じく請願第6号－1のうち、項目6を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、請願第6号－1のうち、項目6については不採択とすべきものと決しました。

同じく請願第6号－1のうち、項目1、4、5を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、請願第6号－1のうち、項目1、4、5については採択すべきものと決しました。

したがって、請願第6号－1については、一部採択すべきものと決しました。

(5) 陳情に係る説明事項

瀬川委員長 続いて、陳情は1件付託されておりますので、当局から説明願います。

森安教育企画課長 私からは、陳情39号－2「学校園における新型コロナウイルス感染症対策の恒常化を求める陳情」のうち、項目2－2、空気清浄機の設置及び定期的メンテナンス体制の整備について御説明いたします。

県立学校におきます空気清浄機等の設置などにつきましては、これまでも迅速かつ柔軟に感染症対策を行うことができるよう、学校裁量の予算措置によりまして、各学校がその実情を踏まえ、必要に応じ設置してきたところでございます。

引き続き各学校におきまして、必要な対策を取れるよう学校裁量予算の確保に努めてまいります。

松嶋保健体育課課長 私からは、陳情39号－2「学校園における新型コロナウイルス感染症対策の恒常化を求める陳情」のうち、教職員へのマスク着用義務化と児童・生徒への推奨、マスク配布の無償化、定期的な換気の義務化と服装規定の柔軟化について御説明いたします。

マスクの着用については、令和5年2月に厚生労働省新

型コロナウイルス感染症対策本部から、「マスク着用の考え方の見直し等について」が発出されており、この中で、着用の効果的な場面の周知、症状がある場合の対応、学校における対応などが示されております。

学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とすること、引き続きマスクの着用を希望する児童・生徒に対して適切に配慮すること、地域や学校での感染症状況等に応じて、学校教員がマスクの着用を促すことも考えられるが、児童・生徒や保護者の主体的な判断が尊重されることなどが示されております。

この通知を受け、令和５年３月末に「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」が文部科学省から発出されており、市町村教育委員会をはじめとする教育機関に対し、国の通知に沿って適切な対応を行うよう周知しております。

換気でございますが、５類感染症へ移行した後においても重要とされております。令和４年度に「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について」が文部科学省より発出されておりました、市町村教育委員会をはじめとする教育機関に対し、適切な対応を行うよう周知しております。

瀬川委員長 ただいま当局から説明を受けましたが、これについて御意見等はありませんか。—— ないようですので、これで陳情の審査を終わります。

３ 閉会中継続審査事件の申し出について

瀬川委員長 次に、閉会中継続審査事件の申し出の件を議題といたします。

本委員会の閉会中継続審査事件については、お手元にお配りしてある申し出案のとおり議長に申し出たいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

瀬川委員長 御異議なしと認めます。

よって、お手元にお配りしてある申し出案のとおり、議長に申し出ることに決定いたしました。

4 教育警務行政当面の諸問題について

(1) 質疑・応答

佐藤委員

- ・がん教育の推進について
- ・佐賀県警察科捜研元職員による不正鑑定について

尾山委員

- ・適正な主権者教育について

鍋嶋委員

- ・県立夜間中学の設置について

大門委員

- ・県立高校の再編について

永森委員

- ・「新時代とやまハイスクール構想」実施方針（素案）について

鹿熊委員

- ・ストーリー事案について
- ・県立高校定時制課程の募集定員について
- ・「新時代とやまハイスクール構想」等について

立村委員

- ・「新時代とやまハイスクール構想」実施方針（素案）について

瀬川委員長 それでは、所管行政一般についての質問に入ります。

質問はありませんか。

佐藤委員 今日は2項目を通告しております。

まず初めに、がん教育の推進について伺います。今月はがんの征圧月間ということになっております。日本人の死因１位であるがんとその予防についての正しい知識や早期発見、治療の大切さを広める活動が各地で行われております。

富山県はがんによる死亡率が全国平均より高く、特に肺がん、胃がんなど、若い世代からの正しい理解、予防意識の醸成が重要だと考えております。がんは、早期発見、早期治療で治る時代になりました。教育を通じて生活習慣の改善や検診受診の大切さを理解させることが県民の健康寿命の延伸に直結するものだと考えております。

子供たちががんという病を通じて命の重みや健康の貴さを学ぶことは、心の成長にとっても重要です。また、がん経験者の語りによって子供たちが生きる力を感じるような事業は大変重要だと考えております。

がんは県民の死因の第１位ということですので、誰もが関わる課題です。若い世代——ＡＹＡ世代といわれますけれども、正しい知識を持つことが命を守ることにつながり、子供への教育は家庭や地域にも広がり、検診受診率の向上や早期発見、予防につながることから、文部科学省では２０２０年度から高校でのがん教育も推進し、我が県の学校現場でも取組が広がっていると考えております。

そこで初めに、富山県の学校におけるがん教育の小・中・高校での実施状況と児童・生徒の理解度、意識変容についての評価、今後の方針について、松嶋保健体育課課長に伺います。

松嶋保健体育課課長 学校では、学習指導要領に基づき、健康の保持、増進と疾病の予防という観点から、児童・生徒の発達段階に応じて体育科や保健体育科の授業を中心にがん教育が実施されております。小学校では、喫煙によりが

んなどの病気にかかりやすくなること、中学校では、がんの要因や予防、健康診断などで早期に異常を発見できること、高校では、がんには様々な種類があり、生活習慣のみならず細菌やウイルス感染なども原因となること、定期的ながん検診の必要性やがんの治療法などを学習しております。

また、県教育委員会では、がんに対する正しい知識、がん患者への正しい理解、命の大切さの認識に対する理解を深められるよう、文部科学省の事業を活用し、がん教育のために外部講師派遣事業を実施しております。

外部講師は、富山県がん総合相談支援センターのがんを経験されたがんピアサポーターの方に依頼し、昨年度は小・中・県立学校、合わせて20校に講師を派遣いたしました。昨年度外部講師を派遣した学校に、授業の前後でアンケートを実施したところ、日頃からバランスのよい食事や適度に運動を行うなど、健康な体づくりに取り組もうと思う、がん検診を受けられる年齢になったら検診を受けようと思うという回答や、「がんになっている人も過ごしやすい世の中にしたい」の問いに対し、「そう思う」と回答した割合は10ポイント以上上がっており、がんについての正しい理解やがんと向き合う人々に対する共感的な理解が深まることにつながっていると理解しております。今年度も引き続き20校へ外部講師の派遣を予定しており、学校でのがん教育を支援してまいります。

佐藤委員 県のがん総合相談支援センターから、がんピアサポーターを講師として各学校に順番に派遣する事業ですので、がんを経験された方々の苦痛なども授業を通して子供たちにはしっかり伝わるとおもいます。またできるだけ広めたいと思います。

引き続きですが、がん教育の質を高めるということで、

今ほどもありましたけれども、医師や看護師、また、がんの経験者による外部講師が受け持つ授業が有効だと言われており、県として医療機関や患者会との連携強化がさらに必要だと思っております。がん教育に対する医療機関や患者会との連携体制の現状、そして、何か課題があれば、今後の取組方針と併せて、松嶋課長に伺います。

松嶋保健体育課課長 県教育委員会では、今ほども申し上げた文部科学省事業のがん教育のための外部講師派遣事業の実施に当たりまして、県医師会や小中学校長会、高等学校長協会、厚生部、県学校保健会の方などに委員になっていただき、がん教育に関する協議会を設置しております。この協議会で課題などについて御助言や御意見をいただくなど、連携を図りながら事業の改善を行っております。

例えば、外部講師派遣事業の実施校数の拡充の必要性について御意見を受け、外部講師の派遣を令和5年度の12校から令和6年度には20校に拡充したほか、外部講師を活用した授業の在り方などについても御助言を頂き、がん教育を進めております。

また、昨年度開催した協議会では、養護教諭以外の教職員に対する研修会の実施について、委員から御助言をいただいたことから、今年度高校の保健体育科の教員に対する研修会を開催することとしています。

今年度も20校の実施を予定しておりますが、これまでこの事業を活用したことのない学校にも実施いただけるように、今後工夫してまいりたいと考えております。

佐藤委員 御答弁いただいたとおりでございまして、県民みんな正しく恐れることが、がんについて僕は大事だと思いますので、少なくとも義務教育の間には、こういったことをきちんと実行できるような体制をとっていただきたいと思います。高校についても同じであります。

最後になりますが、学校現場における教職員のがんへの理解促進、また、家庭、地域との連携はどのように進めていかれるのか、松嶋課長に伺います。

松嶋保健体育課課長 がん教育の推進には、現場の教員にもがんに対する正しい知識を知っていただくことは大切であると考えております。そのため、県教育委員会では、養護教諭を対象に学校におけるがん教育をテーマに研修会を実施してきたほか、今年度は、先ほども申し上げましたが、10月に高校の保健体育科の教員を対象に研修会を実施する予定でございます。

また、文部科学省が毎年オンラインで実施しておりますがん教育教材活用研修会及びがん教育外部講師活用研修会の案内を市町村教育委員会及び県立学校に周知し、管理職や教職員に対し正しい知識と理解の促進に努めております。

家庭や地域との連携も重要でありまして、がん教育の授業の実施後には、子供が家庭でがん検診の受診の大切さや命の大切さなどを話す機会となることから、保健だよりなどで実施の様子を伝えている学校もございます。

また、学校のホームページで学習したことを紹介するなど、地域への情報発信や啓発などを行っている学校もあり、今後こうした取組が広まりますよう、事業実施後の情報発信を学校に依頼するなどして、地域や家庭との連携を深めてまいりたいと考えております。

佐藤委員 御答弁のあったとおりです。これは予防医療等にもつながることですので、社会全体が何でもそうですけれども、ただ子供に教えるということではなくて、先生たちも併せて大人も一緒に、高度な次元でお互いに理解し、また、子供たちは将来の社会を担う大事な人材ばかりですので、そういう意味で、丁寧にその原点を見据えながら、また携わっていただきたいという思いで質問させていただき

ました。

それでは、引き続きまして、県警の質問に移らせていただきます。

佐賀県警の科捜研元職員による不正鑑定について、今月頭から大変大きなニュースになりました。この件について伺います。

佐賀県警の科学捜査研究所におけるDNA型鑑定の不正は、司法の根幹を揺るがす重大な問題であり、国民の警察に対する信頼を大きく失う、あってはならない重大事案であります。警察庁において、再発防止のため鑑定作業における複数人によるチェック体制を全国に指示したとの報道もありました。県民の生命と財産を守り、公正な司法手続の確保に万全を期すことは、県警察の最も重要な責務でもあります。

本県においても今回の事案を教訓に我が事と捉えて、一層の信頼性の強化に取り組むことが必要だと思いますので、佐賀県警での不正鑑定に対する怒りも持っておられると思いますけれども、受け止めと併せて、警察庁が指示された複数人によるチェック体制について、富山県警察本部ではどのように再発防止を徹底し、科学鑑定の信頼性確保に取り組まれるのか、橋森刑事部長に伺います。

橋森刑事部長 科学捜査研究所職員によるDNA型鑑定の不正は、科学捜査研究所において実施される全ての鑑定に対する信頼を揺るがすこととなりかねないものであると受け止めております。

県警察の科学捜査研究所では、DNA型鑑定に限らず全ての鑑定において、誤鑑定や不正が行われないよう、鑑定資料の授受、鑑定作業、鑑定書の作成等の各過程において複数人によるチェックを行っていることに加え、決裁時においても幹部職員による分析結果と鑑定書の確認を徹底し

ているところでございます。

今回の他県警での事案を受け、県警察では、これらに加え不正の防止をさらに強化するため、新たに3つの対策を講じることになりました。1つ目は、科学捜査研究所に警察署等との連絡窓口を設置し、鑑定人が鑑定に集中し得る環境を整えます。2つ目は、幹部職員が毎日進捗状況を把握し、状況に応じて各鑑定人の業務量の割り振りを見直します。3つ目は、幹部職員が分析結果の印刷物と電子データを無作為に突合することで不正等ができない環境を構築します。

県警察では、引き続き鑑定の適正性に疑念が抱かれることがないように、不正防止対策を徹底してまいります。

佐藤委員 既にそういったチェック体制を本県ではしっかりやっていたというお話と、さらに今後集中できる体制をつくること、業務量を見直すことのお話もありました。

それで、引き続きの質問に移らせていただき恐縮ですが、警察庁によると、全国で実施されたDNA型鑑定件数は2005年には2万4,562件であったものが2024年には25万3,941件と、この約20年間で10倍以上に増えたという報道もございました。

そこで、本県警察本部においても、この科捜研職員の負担が増していると推察しますので、科学捜査を担う高度な専門知識、技術を持った人材の確保は不可欠であると思います。富山県警における科捜研職員や鑑識専門官など、専門職の人材確保の現状と課題、将来的な人員体制の見通しについて、橋森部長に伺います。

橋森刑事部長 県警察におけるDNA型鑑定件数は、2005年に247件だったところ、約20年後の2024年には1,389件と5倍以上に増加しています。また、職員の負担増に併せ、鑑定担当者も2005年の2名から、2024年には4名に増員して

おります。科学捜査研究所における人材確保の現状については、受験資格として鑑定に関わりが深い大学の学部指定や県警察で作成した専門試験を実施することにより、高度な専門知識、技術を持つ人員の確保を図っております。今年度は負担の増加に対応するため、科学担当職員、物理担当職員の増員に向けた選考試験を実施したところであります。

今後の課題としては、少子化の影響による受験者数減少や民間企業との競争により、優秀な人材確保が困難になることが挙げられます。それに加え、鑑定人や鑑識鑑定官となるには、おおむね5年の実務経験に加え、各専門研修の修了や資格の取得等が必要であることから、計画的な採用や配置が必要となります。

現在の科学捜査研究所の体制は鑑定の増加に併せて増員してきておりますが、引き続き鑑定人等に過度な負担を強いることがないように、鑑定件数、嘱託内容の変化や職員の退職予定等、長期的な視点を持つて的確に対応するなど、適正な採用配置に努めてまいります。

佐藤委員 本県においても、この20年間で5倍の科学的な検証をしなくてはいけないという時代でありますので、信頼性の維持も当然ですけれども、人員についても2倍にはなっているということです。私の友人で実は卒業された方もいらっしゃいますし、本当に人材確保というのは大変なのだろうと思います。また、今ほど実務経験が5年必要という話もありましたし、また、情勢というよりも技術がどんどん変化していきますので、そういった観点から、科学鑑定の信頼性を守るためにも、専門職員の技術向上に加えて倫理観と責任感を養う教育も重要だと思います。

最後に、若手職員の研修やキャリア形成支援、人材流出防止を含め、持続可能な人材育成システムをどのように構

築していくのか、今後の取組について橋森部長に伺います。

橋森刑事部長 科学捜査研究所職員の研修やキャリア形成に関しましては、警察庁科学警察研究所法科学研究所による研修が実施されており、新規採用時の養成科、3年以上の実務経験後の現任科、現任科終了後にさらに専門的な知識、技能を習得するための専攻科など、キャリアの各段階で研修を受講させております。また、各種学会への参加も支援しており、より高度で専門的な知識の習得が可能となっております。

一方、人材流出防止に関しましては、幹部による適正な業務管理と人事評価、適時適切な賞揚の実施、若手職員がいつでも悩みを相談できる職場環境の醸成や改善などにより組織への帰属意識を高めております。

委員御指摘のとおり、科学鑑定の信頼性を維持するためには、鑑定技術向上に加えて職員一人一人の高い倫理観と職責の自覚や鑑定結果に対する確実なチェック体制の構築が不可欠であります。これまでもあらゆる機会を捉えて指導教養を実施してきたところでありますが、今後もより具体的で実効性の高い指導教養を実施してまいります。

佐藤委員 本当にいろいろな事案があるたびに、本県の特に科捜研担当の方々は全国レベルで考えても非常に高い技術を大変一生懸命に保持されていると日夜思っておりますので、ぜひとも人材の確保と育成、継続的な支援をまたお願いします。

尾山委員 昨年10月に衆議院選挙と知事選挙がありました。年が明けて市議会議員、市長選挙、そして、さきの参議院選挙ということで、この1年余りの間に国政選挙、地方選挙、本当に様々な選挙がありまして、私も政治家の端くれとして選挙に関わらせていただいて、いろいろ思うことがあるのです。今日はそのことについて1点御質問させて

いただきたいと思います。

適正な主権者教育についてお尋ねさせていただきます。

さきに行われた第27回参议院選挙は、近年まれに見る熱を帯びた選挙となりました。前回の参议院選挙から投票率が6.46ポイント上がり、1票を投じた有権者が約670万人増加いたしました。これによって、国民民主党や参政党などの比較的新しい政党が議席を大きく伸ばし、特に比例選挙区の投票先では、自民党に次いで2位と3位を占め、立憲民主党や日本維新の会などの従来からの政党を上回る結果となりました。

戦後75%程度あった投票率も参政意識の減退により近年は50%台前半まで落ち込んでまいりました。会社法で定める株主総会の成立要件が発行株数の50%以上であるのと同様に、有権者の過半数が選挙に行かないような状態では、民主主義を支える選挙制度が破綻していると言っても過言ではありません。その意味においては、今回の投票率の大幅な上昇は日本の民主主義の正当性をある程度回復させました。しかし、我が国の国政選挙の投票率は世界と比べると大変低く、民主主義の価値の共有が十分されているとは言えません。

オーストラリアやシンガポールのように、投票を義務化して罰則を設けているような特殊な例を除き、高い投票率を維持している国に共通しているのは、適正な主権者教育を行っているということです。

我が国でも高校生に対する主権者教育が行われています。富山県においても県議会議員を学校へ派遣するなどの事業を行っています。しかし、なかなか従来の投票率が上昇していないのは、教育のアプローチが適正ではないからだと考えます。教育が実際の投票行動に結びついていくには、次の3つのポイントが重要であると考えております。

1 つ目は、教育実施の時期であります。最も効果的な教育の時期は、初めて選挙権を有する高校 3 年生の前後だと思います。公民の授業で高校 1 年生のときに主権者教育を受けはしますが、3 年生になってからは受験対策一辺倒で、なかなか学校でそういったものは行われないと聞いております。

2 つ目であります。投票の具体的方法についての説明であります。選挙当日に投票所へ足を運ぶだけが投票の方法ではありません。期日前投票や不在者投票は進学などで県外在住の学生も投票できるという仕組みです。これについて詳しく説明して、投票行動を促すということも大切であろうかと思っております。県外に行った学生さんが地元に戻ってこなくても投票ができる仕組みを知らなかった人が結構いらっしゃることは心配であります。

3 つ目でありますが、ネットを通じた情報収集における留意点です。ここは非常に大事なところでありまして、今情報のほとんどをネットから収集する世代に入っております。新聞や官報を読んだり、テレビで政見放送や討論会を見ることを求めるのは非常に難しいと思っております。ネットからの情報収集は、情報の偏向性や一面的な論理の展開が多く、多面的で客観的な視点が保ちにくくなる傾向があります。盲目的に特定の候補者を支持したり、アジェンダに乗って情緒的に政党を支持したりすることのないように、投票先の選定及び判断基準を与える教育を行う必要があると考えております。

以上を踏まえ、民主主義というすばらしい価値を全世代で共有し、将来にわたりこの価値を維持するために、高等教育において主権者教育の適正化が求められると考えますが、広島教育長にお尋ねいたします。

広島教育長 主権者教育でございますが、子供たちが将来、

自らの意思で社会に参画する力を育むため、重要なものになります。このため、学校教育においては、発達段階に応じて小学校段階から様々な学びを行っています。

高校の主権者教育の現状をご説明しますと、義務教育段階での学習を基に学習指導要領に従いまして、全生徒が必修の公共が1年生と2年生に設定されています。その1年生と2年生で公共の授業を実施して、国の副教材などを用いて政治の基本原則、また選挙制度などを学習している状況です。また、実際の投票を体験する場ということで、学校の生徒会の選挙のほか、先ほども触れていただきましたが、県議会の皆さんによる出前講座や県の選挙管理委員会と連携した模擬投票は3年生であっても実施しているというのが実際かと思います。

不在者投票や期日前投票がありますが、不在者投票は法律上非常に要件が厳しい状況で難しい。これはなかなか簡単に理解ができる制度ではないかと、元選挙管理委員会におった立場から言わせていただきたい制度ではあるのですが、いろいろな前提の下に主権を行使することについては、理解が必要であろうと思うところであります。

最後に言われました生徒が投票先を考える判断基準については、本人なり、家庭の環境なり、その経験なり、いろいろなものが判断の根元にあるかと思います。その際に、ネットなどの一面的な情報だけで投票を行うことのないようにということは、確かにおっしゃられる通りであろうと思います。学校教育におきましては、例えば公民科ですとか、情報科にとどまらず、学校生活、そして家庭生活の中で多角的多面的な物の見方ということで、メディアリテラシーを身につけ、適正な判断力につなげていくことが必要になるのだらうと思います。こうしたものについては、そうそう簡単にはできない。時間をかけて醸成していく面もある

だろうと感じるところであります。

私どもとしては、今後、皆様方や選挙管理委員会と連携して、実際の現状を生徒・児童に分かっていただくことなどを通して、今ほどいただいた御意見も踏まえまして、子供が主体的に社会に参画できる仕組みをつくり、高校の教育として適切な主権者教育に地道に取り組んでいく必要があると考えます。

尾山委員 去年県議会でさせていただいた主権者教育で、デンマークの元文化大臣のエルベックさんという人と話をしたのです。デンマークは非常に投票率が高い国であります。デンマークはすばらしい国だねと。さぞかし政治家が襟元をただして信頼されているのでしょうかと聞いたら、尾山さん何を言っているのか、デンマークで政治家は一番信用されていないと返事があったのです。では何で投票率が高いのですかと聞いたら、デンマークは子供の頃から主権者教育を通して民主主義を信用すると。民主主義を信用するという考え方を教え込んだからだ。民主主義が生活を守り、自分たちの政治をつくっていくのだと教え込んだからだ。だから政治家ではない。これは民主主義という仕組みを教え込んだからだということを言っておりました。

民主主義というのは、政策であるという話もされておりました。政治は国民の生活ですから、それを形づけている政策がいかに大事なものであるか。それが合っているか間違っているかということをしつかりと見抜く目を養っている。そんな話をされていました。

このところの日本を見ていると、何とかファーストだとか、何とかの夏だとかいろいろなスローガンがあるのですが、その先にどんな政策を打ち込んで何を形にしていくなかということをしつかりと考えて深めていく力が必要だと思ったわけです。つつい自分の同族、自分に近いと

ころの考え方にシンパシーを感じて投票に行かれる方が多いのですが、選挙はまさに先ほど話をしたように、政治というのは政策ですから、俺はあなたが嫌いだけれども、あなたの言っていることは分かったと、この政策大事だよねと。このように選ぶのが私は民主主義の根幹だと思っているのです。ですから、そういう目を養うときに、政策の議論を深めていく時間を取らないと、その政策の裏にどんなことがあるか理解できないです。

ですから、主権者教育の中で政策の裏に何があるかということのを深めていく時間にウエートを置くというのは非常に大事だと思っているのです。

先ほど模擬投票の話もされましたけれども、形も大事なのですが、より大事なのは民主主義ですから、その政策の裏に何があるかということのを深めていく時間をぜひ主権者教育の中に盛り込んでください。

それで、先ほど言われた文部科学省から高校生全員に配布されている冊子の中身を見ましたが、よく出来ています。政策について深めていくために、デモンストレーションのようなことをやっていくということも中に書いてありますが、これを1時間、2時間でやり切ろうと思ってもなかなかできないわけです。ですから、1年生、2年生のときはもちろん、3年生のときもこういったものをしっかりやっていただくことが大事だと思っております。

それから不在者投票の件ですが、県外に出て行ったら3か月以内に現住所を住んでいるところの自治体に合わせてもらわないと具合が悪いと総務省が推進しておるわけです。ところが、そうではない人もたくさんおられるわけです。学校ではどう教えているかというと、総務省が推進している3か月という縛りがあるものですから、不在者投票というのは引っ越しから3か月以内という教え方をしておるわ

けです。でも、実態は3か月を過ぎてもその実住所に住んでいらっしゃる方は県外にたくさんおられます。そういう方々の中には自分に選挙権がないと思っている方がたくさんおられます。そういったことがあるので、実態は何かということをしっかりお伝えをして、選挙に行っていていただくことが大事かと思います。

いずれにしても、今の主権者教育の形をいろいろと考えていただいて、何が大事かということをぜひ深めてください。教育長にお尋ねします。

廣島教育長 言われている中身は、いろいろな考え方があるということをしっかり学ぶ、そのいろいろな考え方から自分がどう考えるかということを考える力を養うように指導せよということかなと思ったところでございます。

学校教育現場は、いわゆる中立という点が一番大事な面になると思います。それを前提に御指摘の部分、今私が言った部分も含めてどういう対応ができるのか、適切な手法についてまた考えてみたいと思います。

尾山委員 部分最適は全体最適ではないです。また、全体最適も部分最適ではないのです。そのことをよく理解しながら、政策というものを掘り起こしていく力が極めて大事なことだと思っておりますので、中立性を保ちながらもそういう視点で政策とは何ぞや、選挙とは何ぞや、民主主義とは何ぞやということを経ひ主権者教育の中でお伝えください。

鍋嶋委員 私からは、県立夜間中学校について1つ質問させていただきます。全国では2025年4月時点で、公立、私立など合わせて62校の夜間中学校があります。その中において、2024年5月時点で1,969人の方が通学されているとのことでした。前回調査した2年前の2022年の1.3倍に膨れ上がってきているということで、非常に多くの方に夜間中

学校が必要とされていることが分かるところであります。

そんな中、公立夜間中学校がない県といいますと、富山県を含めて14県であります。今年8月に公表されました夜間中学校に関するアンケート結果では、入学を希望する方が県内にも一定数いるということが分かったわけですが、このアンケート結果も踏まえ、今後どのように進めていくのか、岩田教育みらい室課長にお伺いします。

岩田教育みらい室課長 本県で開設を目指している県立夜間中学につきましては、これまで富山県公立夜間中学設置検討協議会におきまして、柔軟なカリキュラムが必要であること、既存の県立高等学校施設の利用が望ましいこと、設置場所は入学を希望する方の状況や要望等の確認も必要であることなどの御意見をいただいているところでございます。

このため、入学対象者及びその関係者に学ぶ目的や設置場所についてのニーズを把握するためのアンケート調査を実施いたしました。

調査結果からは、県東部、西部、偏ることなく回答があり、ぜひ入学したいと意向をお持ちの方が現時点でも一定数おられること、中学校の勉強の学び直しや日本語の読み書きが出来るようになることを目的とする方が多いこと、通学には電車やバスの利用を想定している方がおられることなどが確認できました。

今後は、まず、設置場所につきまして、来月開催予定の協議会でアンケート結果も踏まえた御意見を頂き、その後の教育委員会会議で正式に決定してまいりたいと考えております。また併せて、学校名の公募開始を予定しております。

令和9年度の開校を目指して8年度中には希望者の体験入学を複数回行いまして、生徒募集に至りたいと考えてい

るところでございます。

今後も誰一人取り残すことなく、全ての生徒にとって安心して学び続けられる県立夜間中学になりますよう、設置に向けた準備を進めるとともに、学校説明会の開催等を通して引き続き県民に広く周知を図ってまいります。

鍋嶋委員 アンケート結果も見させていただいたわけですが、通学したいという方が38人と一定数おり、これはもう確実に来たいという方だと思っているのですけれども、38人がどれぐらい多いのかと見ましたら、全国で1,969人の方が2024年5月時点で通われているということで、それを単純に53校で割ると、大体37人になり、それよりも上回っているということは、本当に来たい人がこの富山県にもたくさんおられるのだということが分かったわけです。昨年7月に、私は瀬川委員長も一緒でしたけれども、福岡県の夜間中学校へ視察に行かせてもらいました。福岡市立福岡きぼう中学校というところなのですけれども、多くの方が通学されている中で、外国人ももちろんおられました。若い人もいる中で、一番年配の方で80代の女性の方もおられました。非常に活発に勉強といいますか、通学されて、活動をされているということでありました。学び直したり、日本語が上手になりたい、日本の文化を知りたい、そして、どうしても中学校へ行きたかったけれども行けなかったという方々が一定数いるということでした。当初は福岡市立福岡きぼう中学校は、九州で1校だけの夜間中学校だったのですけれども、そこが開校してから、九州の全県から視察に来られて、これはうちの県にも必要だということで、もうばたばたと、今では沖縄県以外の九州には全県に配置されているということでありました。

それだけ必要とされている夜間中学校だけに、令和9年に開校予定ということなので、早急にまた進めていってい

ただけたらと思います。よろしくお願いします。

大 門 委 員 私からは、高校の再編について4問質問したいと思っています。

今後の流れなのですけれども、今年度、選択肢の1つとして、グローバル校が1校と未来探求校が4校、新しい学校として選定されまして、併せて、閉校する学校も決まっていくな予定になっているかと思っております。

それから、新しい高校ができるまで、令和10年度が目標だと思いますけれども、2年間をかけまして設置方針策定であったり、設置計画策定だったり、いろいろと検討を進めていくと思っております。

どのような特色を持った学校にするのかということで、この2年間という期間での検討会は非常に大事だと思っております。そういった意味でも、検討会議の組織体であったり、こういったことを留意点として検討会議を進めていくのか、気になるところでありますけれども、まずはその検討会議の中身について、丸田県立高校改革推進課長にお伺いしたいと思います。

丸 田 県 立 高 校 改 革 推 進 課 長 新時代とやまハイスクール構想実施方針（素案）におきましては、第1期には、速やかに対応すべき教育課題の解決を図るグローバル教育、情報教育、学習内容を選択できる教育、誰一人取り残さない教育を行う学校を設置するという方針をお示ししております。

今後実施方針が取りまとまりました後の時期的なスケジュールにつきましては、議論の進捗次第となることは御理解いただきたいと存じますが、内容といたしましては、実施方針（素案）にお示ししましたとおり、第1期校の開設に向けまして、まず再編対象校などを示す設置方針を策定し、その後、各学校の教育方針を示す設置計画の策定へと段階的に検討を進めてまいりたいと考えております。

どのような点に留意するのかという御質問でございました。こうした検討の課程におきまして、構想でお示ししました学校類型を基に、新たな取組など、魅力をどのように創出するか、また、現在の各高校の特色や教育内容をどのように生かし、そして、どう発展させるかなどの観点に留意しまして、現場の教員の皆様と十分話し合いながら、魅力と活力ある県立高校づくりを進めてまいりたいと考えております。

大門委員 今ほど新しくできる学校の魅力創出に向けて、教員の皆さんの意見を伺いながら進めていくという話がありました。組織体を組んでつくっていかれると思いますけれども、どのような組織体で検討会は進んでいくのか、イメージがあれば教えていただきたいと思います。

丸田県立高校改革推進課長 具体的な検討はこれからではございますけれども、対象となる学校現場の意見が十分反映されるよう、その学校の中の教員の皆様も入る形の組織づくりになろうかと考えております。

大門委員 いろいろな現場の皆さんの声が大事ということで、教員の皆さんを入れて、どういった学校にしていくのかを検討していきたいということだと思いますけれども、私はそれに追加しまして、市町村の思いをしっかりと入れた形で、新しい学校をつくっていったらいいと思っております。

今回の再編の話があったときに、どの市町村からも自分の地域にはしっかり高校を残してほしいという声が上がったと思っていますし、それに併せて定員が少ないところだったり、人が集まっていないところに関しては、こういったことをすればいいのではないかというような提案が出てきたと思っています。

例えば、上市高校を見てみますと、キャリア教育が充実しているということで、学校名を変えたらどうかというよ

うな提案もありましたし、南砺市の平高校を見てみますと、南砺市の意向があって初めて全国募集がスタートして、今ではいろいろな地域や全国から生徒が集まっており、非常に魅力化が進んだということもありますので、市町村の思いは非常に大事だと私は感じております。

先日、北海道への視察も行っていました。小さなニセコ高校や大空高校は町が運営をしている町立の学校でしたので、町の思いで魅力化をしていったと思っていますけれども、それは町の学校だから富山県立では無理だよねではなくて、市町村の思いを、今回新しい学校をつくる上で入れることによって、より魅力的な学校にしていくことが可能かと私は思っているところであります。

今回の高校の再編が1つの区切りになると思いますけれども、間違いなくこれから人口が減少していったって、定員割れも可能性としてはなきにしもあらずだと思っていまして、市町村としてはしっかりと地域に学校を残したいということで、その定員が埋まるようにより魅力化をしていきたいという思いは間違いなくあると思っています。

この高校再編に当たって、市町村の思いもしっかりと組み込んだ形で、再編する学校が決まって、新しい学校が設立するまでの間、市町村の意見を取り入れるような組織をつくるのであれば、その検討会の中に市町村の担当者を入れるなどして十分意見を取り入れられる形で進むべきと考えますが、御所見をお願いいたします。

丸田県立高校改革推進課長 これまでも、各県立高校におきましては、地元自治体と連携した特色ある教育が行われておりますことから、今後の県立高校の在り方について、4学区ごとに議論を重ねました昨年度のワークショップには、全ての市町村の教育長に御参加いただいております、また、ワンチームとやま連携推進本部会議におきましても、各市町

村長から御意見を頂きながら検討を進めてきたところでございます。

先ほども答弁しましたとおり、再編対象校が決まってから新たな学校が出来るまでの間は、段階的に検討を進めることとしておりまして、学校の魅力を高めるためにも、こうした過程で必要に応じて地元自治体の御意見をお聞きしてまいりたいと考えております。

とりわけ御紹介いただきました地域と連携した課題解決型学習に取り組む小規模校——地域共創ハイスクールと名づけておりますが、これにつきましては、地域とのつながりが深く、地元の御協力が不可欠でありますことから、これまでの連携活動の充実や新たな取組の実施に向け、自治体の御意見を十分お聞きしていく必要があると考えております。

大門委員 どういった形になるのか、組織の中に入れるのか、意見を伺う機会をつくるのか分かりませんが、ぜひ市町村のアイデアも入れながら、新しい学校に向けて進めていっていただきたいと思います。

そういった中で、1つ、島根県の事例を紹介しますが、島根県は今ある全部の市町村に高校を残すという方針を固めて、小規模校になりますけれども、進めております。いろいろ面白いなと思う取組で、島根県では市町村にも高校再編の進め方だったり、魅力化というのに責任を持って参画をしていただいております。探究学習のコーディネーターの費用は市町村が負担をするという形で進めております。よりその地域とのつながりをつくり、子供たちに探究学習をしていただきたいということで、魅力化については、市町村がお金を出して、その代わり責任を持って、口も出すというような形で進めているところであります。

私は富山県においても、そういった市町村と連携するに

当たって、市町村がお金を出しながら連携を進める、そして、魅力化を進めるということは、別にやってもいいと思っておるわけであります。例えば、県立高校として富山県がある程度方針を固める中で、それ以上魅力化をしたいというのであれば、例えば市町村がお金を出して、こういったことをしたいということで進めることもいいのではないかと考えています。

例えば、高校の校長先生に民間の校長先生を入れたいという話であれば、民間の校長先生なので、ふだんの校長先生の金額でなかなか来ないのであれば、それよりちょっと上のレベルの金額に対して、市町村がお金を出して、民間の校長先生を入れるといった連携の仕方できますし、先ほど言いました地域のコーディネーターの皆さんを入れるときにも、もっと入れて地域のつながりをつくりたいのだという市町村の意向があれば、市町村からもお金を頂き一緒に連携をしながら、地域の学校を大切にし、魅力化に持っていくことはできるのではないかと考えているわけなのです。そういった市町村が予算を出して連携していく取組について、どのような見解を持っているのか、お伺いしたいと思います。

丸田県立高校改革推進課長 先ほども御答弁しましたとおり、新たな学校づくりにおきまして、市町村の御意見もお聞きしながら取り組むことは大変重要であると考えております。今ほど御紹介いただきました島根県の取組であるコーディネーターの配置につきましては、本県におきましても、氷見市と南砺市におきまして、両市で雇用されました地域おこし協力隊員がそれぞれ氷見高校と南砺平高校にコーディネーターとして配置されております。氷見高校では、主に地域連動型の探究活動に関する業務に従事されており、南砺平高校では、主に全国募集に関する業務、また、県外生

徒や地域のサポートといったことも行われています。両校の魅力化に御協力をいただいているところでございます。

今後とも地元自治体の御意見をお聞きし、必要な御協力もいただきながら、地域と連携した教育活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

大門委員 すみません、それは存じ上げなかったのですけれども、もう連携を進めていて、市町村がお金を出しているのですかね。そのようなやり方をしているのであれば、それをもっと広げていったいいかと思えますし、先ほども言いました民間の校長先生だったりとか、そういうふだんの県立高校の枠組みから、より魅力化していく取組に関しては、市町村とも話し合った上だと思いますけれども、お金を出していただきながら連携していくというやり方は、1つあるかと思っています。

そうすることによって、自分の地域の高校を守っていきたい、魅力化していきたいと、より相乗効果が生まれるのではないかと思いますので、検討の余地はあるのでは思いますので、ぜひこれから検討していただきたいと思います。

続きまして、職業系の学校について1問伺いたしたいと思います。職業系の学校に関しまして、デュアルシステムを採用すると方針では書かれておりました。このデュアルシステムについて、ドイツの職業系の考え方と伺っておりますけれども、実際に生徒がその地域の連携している会社さんに行き技術や職業のことを学ぶという形となっておりまして、全国を見ても、もう既に取り入れている高校もあるのかと思います。土木であれば土木の会社、造園では造園の会社、機械系でいえば工場に行って、実際にその現場で職業観を学びながら技術を習得する。そういった取組をこれから進めていくと思っております、非常に

いい取組だと思っておりますけれども、職業系の高校について、どのようなイメージでこのデュアルシステムを進めていかれるのかお伺いしたいと思います。

丸田県立高校改革推進課長 職業系専門学科につきましては、製造業や建設業など業界の方々にも御参加いただきました昨年度のワークショップなどにおきまして、高い専門性を身につけ、高校卒業後すぐに活躍できるよう、一定期間企業で体験するなど、実践的なカリキュラムが必要といった御意見ですとか、地元企業と連携しながら学べるカリキュラムを設定するとよいなど、専門的な見地から御意見をいただいております。

このため、構想の実施方針（素案）では、工業科などで構成する実践ハイスクールにおいて、地域の企業などと連携したデュアルシステムの導入を目指すこととしております。

日本の高校におけるデュアルシステムにつきましては、学校での座学の授業や実習棟を活用した実習に加えまして、カリキュラムの一環として、生徒が一定期間企業での就業を並行して行い、実社会での実践的な技術、技能を体験し、単位を取得する仕組みでございまして、全国でも幾つか導入の事例がございます。

例えば、東京都の工科高校におきましては、提携する企業において1年次に5日間の就業プログラムを年に2回、2年次には連続1か月の企業実習を年2回実施し、3年次には進路目標の達成を目指し、さらに1か月の企業実習を行い、企業と生徒の合意があれば、卒業後に受入れ企業に就職することも可能とされています。

デュアルシステムの導入には、産業界や企業などの支援が不可欠であるため、今後関係の方々の御意見等をお聞きしますとともに、全国の先進事例も参考に、学校現場の教

員とともに具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

大門委員 今聞いても非常にいい取組だと思います。前回の質問でもキャリア教育についていろいろとお話をさせていただきましたが、高校の実習棟でやる実習は技術を学ぶということで、非常に大事だと思いますけれども、実習棟にある設備がちょっと古くて、基本的なものは学べますけれども、社会に出たときに少し追いつかないという話も聞きますし、職業観も学べることは非常に大切なことだと思っています。全国的にいろいろな事例があると思いますので、まずはそういったいい事例を取り入れながら、デュアルシステムを入れた職業系の学校にしていっていただけたらと思っています。ぜひよろしく願いいたします。

永森委員 私は本会議も予算特別委員会も質問の機会がないもので、恐縮ですけれども、教育長に3問質問させていただきたいと思います。

新時代とやまハイスクール構想の実施方針についてであります。ここに至るまで、我が会派からハイスクール構想についての提言もさせていただいているところであります。その一番根幹と言いましょいか、過度に偏差値を重視する教育からの脱却ということを最初に述べさせていただいているところであります。そこで、代表質問等々を含めまして、質疑もされてきたわけでありましてけれども、私とすれば、そうした我々の課題意識と、どこかかみ合わないまま今日までできてしまっているのではないかと感じているところであります。

偏差値を重視するということを字づらだけで捉えたと、その捉え方も様々かと思っているのですけれども、いろいろと改めてこれまでの議論を見返していたところ、総合教育会議で昨年成長戦略会議の委員にもなっている藤野英人

さんを招聘されて意見を聞いた議事録が残っていたのを拝見しました。

そこで、藤野さんのおっしゃっておられたことを要約すると、富山県から若い女性が出ていくことがいろいろと問題視されておりますけれども、それはパーマ（P E R M A）が足りないからと書かれております。パーマというのは、5つの英単語の頭文字なのですけれども、ポジティブな感情、没頭・没入、良好な人間関係、人生の意味・意義、達成感、これがいわゆるウェルビーイングを構成する非常に重要な5つの要素になっているのだと。これが富山県の教育には足りないのではないかということをいわれている。それで若い方は出ていくのではないだろうかと言っておられます。その上で、これからの教育が目指すべきゴールというのは、知識やスキルを習得するだけではなく、当事者意識を持ち主体的に行動し、明るい未来を思い描ける子供を育てることであると藤野さんはおっしゃっておられます。

我々が言っていることも、まさにこういうことを申し上げているつもりなのです。単に偏差値だけで学校を選んでいるのではないとか、そういうことを言っているわけではなくて、今教えられている内容というのは、単なる知識やスキルみたいなこと、さらに言うと、受検等々を目指した知識、スキルを身につけさせるだけで終わっているのではないだろうか。そのことに対しての懸念を申し上げてきたつもりであります。

学校生活を送る中において、どうしてもテストを受けるとその結果が出ます。それは偏差値という形であらわれてきます。本当はそうではない教育をしているかもしれないけれども、偏差値が高いか低いかということが、自分自身の価値はその偏差値で定められているのではないかと子供たちに勘違いをさせてしまっているのではないだろうか。

そのことに対しての懸念を申し上げてきたつもりなのです。

本会議においても、カーストという激しい言葉を使われた方もいらっしゃるかもしれませんが、まさにそういうことが子供たちにとっての生きづらさにつながっている部分であると否定し切れないのではないだろうかと思っております。なので、我々とすればそうしたところに課題意識を持っていて、そうしたこれまでの教育の価値観みたいなものを少し壊してみませんか。このことがまず申し上げている偏差値を過度に重視しないという中身になるわけですし、何度も言ってきている気もいたしますけれども、そのことについて、教育長はどのような所見を持たれるのか、お聞きしたいと思います。

廣島教育長 ちょっと長くなるかもしれませんが、話をさせていただいてもよろしいでしょうか。

私昨年、教育委員会に参りましてから、1年半ほどになります。県庁のシステムで偏差値という単語で6月議会までの議事録を検索してみました。13問出ていました。延べ数ですけども、それだけの指摘がございました。

富山県は、先ほど委員が言われたような偏差値教育の志向が強いというベースでの質問であったかと。考えるに、高校教育は、義務教育とその上の高等教育なり、社会に出ていくつなぎという位置づけや役割があると思います。特に近年は、就職率が20%程度ということでございますので、高等教育へのつなぎという部分が強いと。そうしますと、生徒さんや保護者の方々からのニーズも、その部分が大きいということは実態としてあるのだろうなと。それで、学校現場にもそのような感覚があるのだろうということは一部否定できない部分であるかとつらつら考えていたところでございます。

ただ、これは今になって言われた課題ではないだろうと。

これまでも、それこそ私たちの時代から言われてきた部分でもあったのだろうと。そうした中、県教育委員会なり、市町村の教育委員会さんもそうだと思いますけれども、多面的な学習と多様な学習をどうすればいいかということに向けて改善も加えてきておられることはあるのだろうと思います。

特に進路指導においては、行ける学校ではなくて行きたい学校を基本として指導をするスタンスになっていることは答弁でも言わせていただいたと。決して学校側が偏差値を過度に重視していることはないというような答弁もさせていただいたかと思います。

ただ、そうした指摘を受けることにつきましては、例えば不登校ですとか、今日的な教育課題の原因の1つとなっているのではないかと理解していかなくてもならないものだろうと思います。そうした前提の下に、今回の高校再編というものは教育の1つの位置づけであろうと思っています。

私が来る前ですけれども、令和5年5月に「令和の魅力と活力ある県立高校のあり方に関する報告書」というものが取りまとめられています。県立高校を取り巻く状況として、中学校卒業予定者数の減少、生徒の多様化といった現状と課題を踏まえて、その後の目指す姿はどうあるべきかと。そこで挙げたものが魅力ある高校教育を通したウェルビーイングの向上、学びたい、学んでよかったと思える高校づくりというものでございます。そうしたことを踏まえて、今回の議論が進んできたと理解しています。

こうした中、私どもから素案を示させていただいて、先般、自民党PTからは偏差値を過度に重視した教育からの脱却というものがあったわけです。それで、こちらから紹介するのもどうかと思いますが、生徒が多様な生き方や幸

せの形を知り選択していく力を養う、また、自ら可能性や潜在能力を発見する機会が与えられることという提言をされておられます。おっしゃるとおりというところがあって、私どもも今後の学校づくりは生徒に幅広い選択肢を提供して、興味、関心に応じた学びを主体的に選択できるようにすることが重要だと考えているところでございます。

永森委員 今いろいろ御答弁もいただきましたけれども、ずっとかみ合わない部分はということなのかと私も考えていまして、藤野さんの指摘を紹介させていただきました。自分で明るい未来を思い描ける子供を育てることがこれからの教育の目指すべきところだと。それは子供に常にスポットが当たっているのですね。

今まさに高校は社会と義務教育課程のつなぎ目だということをおっしゃられました。つまり社会に人材を供給していくことが教育の目的であると読めるのです。なぜかという、今の素案の最初の基本目標としているところに、「予測困難な時代において、生徒が社会の変化やニーズを的確に読み取り、様々な人々と協働して社会参画できるよう」とあるのです。

だから、社会というものがあって、そこに子供たちを送り出していくことが目標というのと、子供たちが自分の未来を描けるようにしていくことが目標ということは、一見最終は一緒かもしれないけれども、根本に置いている理念みたいなものが若干ずれているような感じがしています。そこが我々の言っていることと、どこか少しかみ合わない部分が出てくる要因になっているのかと。このことは、私自身はそんなふうに何となく最近受け止め始めているところでもあります。

2問目に移ります。この実施方針を決定していくに当たっては、県議会の議論、県民との意見交換会も2回されま

した。今まさにパブリックコメントも実施しているところ
であります。それを踏まえて今後決定していくということ
なのですけれども、県民との意見交換会や県議会での質疑、
我々の提言なども踏まえて、修正を加えるべきだと感じた
ことはあったのか、なかったのか。あったのであれば、そ
れはどういうことなのか、お聞きしたいと思います。

広島教育長 今回素案を示させていただいて以降、自民党議
員会のPTの提言、意見交換会、また今議会でもいろいろ
御質問をいただいたところであります。その中で、今ほど
偏差値の話もありましたが、そのほかに4点ほどになるう
かと思っています。

まずは1つ目に、構想全体や第1期の進め方に関するこ
と。2つ目に、将来の学校数や施設の活用に関すること。
3つ目に、大規模校の必要性や整備の方法に関すること。
4つ目に、工業科や商業科など、専門系学科の在り方に関
すること。目的別に分けるとこういうような形かと思っ
ております。

これまでの意見を踏まえまして、どうやって反映させて
いくかという観点まで述べさせていただきますと、これに
ついては、今後検討会議、教育委員会、総合教育会議で議
論なり、検討をすることがあるので、確定的なことを申し
上げる段階ではないと思っております。検討なり議論の観
点ということですが、まずは最初に挙げました構想
全体、また、第1期の進め方につきましては、私どもの立
場としては、スケジュール在りきではなく、受検生など関
係者への影響をしっかりと配慮することが必要であろうと思
っています。

次に、将来の学校数や施設の活用という観点につきまし
ても、特に中規模校に関しまして、地域の担い手の育成で
すとか、施設の有効活用ということで、サテライト方式の

話も出てまいりました。そういったことについて、機能分担の検討も必要ではないかと感じるところです。

大規模校につきましては、既存施設の活用の可能性についてお話があったかと思います。これについては、私どもとしても検討を進めるべきものだと思います。

4点目の職業系専門学科の在り方についても、これはさらに議論を深める必要があるのかなという感じで、一応4点、そういうふうに整理させていただければと思っているところでございます。

永森委員 この後の質問にもつながってきますけれども、そもそも1番目に挙げられた構想全体に関するところも含めて、10月には実施方針を決めていくことになると思います。これまでの答弁の内容から思っております。

他方で、議会はあしたで終わりますので、もう議会を経ることなく、実施方針が決まっていくことになるわけですが、県議会での議論なども踏まえたうえで、現時点で、県議会からの理解がおおむね得られているという認識でよろしいでしょうか。

廣島教育長 今の話は、実施方針の中身ということに当たるのだろーと思っています。委員の御指摘は、県民的な議論までいっているのか、議会の理解は得られているのかということだと思います。私どもの今の考え方、また、これまでの説明の仕方についても反省しなくてはいけない部分があるかと思いますが、委員がおっしゃっている実施方針、例えば過去の2回の高校再編における実施方針では、具体的な高校名を出し、地元の意見を聞いていったのであろーと思っています。

そうなってきたときに、これまでの再編の手続との比較で今回の私どもの説明に至らない部分があったのかもしれませんが。少し紛らわしい話になって恐縮ですが、こ

の実施方針につきましては、8月19日の総合教育会議でも委員から発言があったところなのですが、想定する期間がこれまでのものとは違い若干長うございます。そうしたことから、変化が生じた場合には、こどもまんなかの視点で必要に応じで変更していく、修正していくもので、今お示しさせていただいている内容をどうしていくかという性格をもった実施方針と思っております。

このため、この実施方針を私どもとして取りまとめさせていただいた後に、先ほど丸田課長からも話をさせていただきましたが、これまでの実施方針は具体的な学校名等が入っているものかと思いますが、それに相当する設置方針というものを改めてつくらせていただきたい。そして、これについて議論を重ねて、第1期で再構築する対象校などを順次示させていただければということで、今後のスケジュールについては議論の進捗次第という答弁もしているところです。

永森委員 そうなのですね。今御指摘のあったとおり、過去の高校再編を見たときに、実施方針というのは、それを見れば何をすればいいのかが明らかになっているものだと思っ止めているのです。ですので、今実施方針と言っているものは、これまで議論してきた実施方針ではないということとはまず指摘しておきたいと思っています。

というのは、これまでの議論は、過去の例に倣うとこうなるということをずっとおっしゃっていながら今日までできています。その上であえてさらに申し上げると、実施方針はつくるのだけれども、それは従来の実施方針とは違いますと。それに代わるものが設置方針というものになりますということですが、そうなってくると、我々が指摘してきたことを1期、2期、3期のそれぞれの場面で設置方針なるもので検討をするということになってくると。で

は、これまでやってきた高校再編とどれほど変わるものになるのだろうかということが非常に心配になります。

令和20年度の目指す姿を示す実施方針を決める。その令和20年度の姿というものは、まだ非常に曖昧な姿にとどまっていると我々は受け止めていて、高校の配置であるとか、内容であるとか、令和20年度どうなっているのかというのはいま一つ県民にも伝わっていない。したがって、34校を20校にするという大変大きな構想を示しているにもかかわらず、県民からは本来、こういう大きな構想は理解するけれども、それが我が事となると、地域であったり、母校であったり、いずれにしても大きな反対論は起きてくるべきものなのですから、そういうことがほとんど起きていない。

私も2回あった意見交換会の中の2回目に参加しましたがけれども、率直に言って県民の関心は高くない。このことについてほとんど認識をしていない状況なのです。それをこの実施方針という名の下に34校から20校にすることだけを先に決めてしまうのはある意味非常に乱暴ではないのかと。

反対は出るかもしれませんが、もう少し地域別に見たときにどうなっているのか。例えば砺波エリアはどうなっているのか。県の端にある学校は残るのか、なくなるのか、そういう心配は尽きないわけです。地理的にバランスのとれた配置にするとおっしゃっておられます。皆様方は知っているのかもしれないけれども、県民はまだ分からない。そうした状況の中で、いろいろなことがなし崩し的に決まってくるのではないだろうかということに対して、県民との合意形成がしっかり得られていないのではないのでしょうか。だから、実施方針なるものは確かに従来型の学校名をきちんと出すものではないかもしれないけれども、

時代の変化で変わってもいいので、それでももう少し具体性を持たせて、それに対していいとか悪いとか県民が判断できる材料を与えた実施方針にしないと、私はある意味、つくる意味がないのではないかと思います。

基本方針のところから7つの類型とか、いろいろなことが加わってきましたけれども、地域や子供たちの未来に大きな影響が出る問題であるからこそ、そこに対してもう少し、県民の理解を得て進めていくというステップを踏んでいただきたい。先ほど尾山委員が民主主義のことをおっしゃられましたけれども、我々議会としても言うことを言ってきたつもりであります。これは地方自治制度の民主主義の中で県民が申し上げてきているその中身なのです。そういうことをしっかりと踏まえた実施方針にしていただかないと、地域の声や住民の声がしっかりと反映された教育の指針にならないのではないかとということを懸念しているところでもあります。

少し長くなりましたけれども、この実施方針というものが、今後どのような姿に変わっていくのか分かりませんが、いずれにしても、もう少し議会の議論を踏まえるとか…。先ほどおっしゃられた4つの論点についてこれから修正されて、10月に実施方針として決定していくということですが、会議も公開ではありませんから、その過程を我々は当然知ることはできませんよね。その状況で決まっていくことは、本当に正しい姿なのかということを申し上げたいと思います。つまり、この10月で実施方針を決めることは本当に可能だと思っておられるのかということでもあります。

広島教育長 実施方針と設置方針という単語も使わせていただきました。この実施方針というものがどういう性格であるべきなのかということだと考えます。

先ほど少しずつ初めから話をしましたが、これまでの再編の議論が数字ありきということにいろいろと批判もいただいたところだったかと。提供すべき教育の内容をしっかりと示した上で考えていくべきだといわれている。

そう考えたときに、私どもとして、どういう将来のファクトがあるかと考えたときに、15年後には児童・生徒さんが確実に3割減ると。この事実をベースにどういう形にしていくのか検討していかななくてはいけない。ただ、10年後、15年後という先の話でございますので、そこに至るにはバックキャストの考え方でやったらどうかということも案として出させていただいた。それを考えていったときに、段階的にやっていくことがいいのだろうと。それがバックキャストの考え方だろうと思いますが、そういった大きな方向性を定めるものが実施方針なのだろうと思います。そこに具体的な議論をするものがないではないかというような御指摘だったと思います。

そこにつきましては、15年後の具体的な話を出した場合、そこまでに至るまでにいろいろな影響があるのではないかと。関係する学校について、いろいろな思いを持たれる関係者が出てくると。15年後の姿を関係者と議論するときには、具体的な話が必要ではないかという御主張と、いや、それをしてしまうと、いろいろな影響があって、かつ思い描いた結果になるかどうか分からないという御主張との比較で、進め方については区切りを持って、第1段階、第2段階としてやっていきたいということを実施方針で大きな進め方として定めているところだと思います。

その中身については、今御意見も頂きました。そういったことについては教育委員会事務局、そして教育委員の皆様、検討構想会議の皆様の御意見や議会の御意見、自民党PT提言はこうなっているという事実も踏まえて、どの

ような進め方がいいのかについては、先ほど1番目に進め方が検討のポイントということを申し上げましたけれども、改めて、そういったことを踏まえて考えさせていただければと思います。

永森委員 おっしゃることは分かるのです。15年も先のことですし、議論の課程の中でそれを明らかにしてしまうと、いろいろなことへの影響も大きいだろうとおっしゃられたと思います。

影響は大きいに決まっているわけで、それは、冒頭に教育長がまさにおっしゃられたように、これから子供が3割減るわけですから、そのことはしっかり県民に受け止めていただきながら、でも、こうなっていくよという姿をしっかりとこの時点で示せるだけ県民に示して進めてほしいということが我々の申し上げていることであります。

今のままだと、要するに5年おきに、ではどうしていくかということを結局考えるだけなので、バックキャストイングと言いながらも、これまでやってきた再編とそれほど変わらないものになってしまうのではないだろうかということを懸念しています。その実施方針なるものがこれからの進め方を決めるものということであれば、我々はそうではない進め方を提案しているということはしっかりと受け止めていただいて、今後進めていただくほかはないのかと、我々とすれば考えているところでございます。

鹿熊委員 警察本部にまず質問させていただきたいと思います。

一般質問でも出ましたが、川崎ストーカー事件を受けての質問でございます。言うまでもなくこの事件、最終的に被害者が殺された。殺人という非常に悲劇的な結末になったわけですが、危害リスクを再三見逃してきたということが検証として出ております。

そこで、まず、富山県におけるストーカー事案の直近3年間の相談等件数について問いたいと思います。そして、その相談等があった場合に、内容に応じた適切な対応をすることによって、被害を防止、あるいは最小限にしていかなければならないと考えます。相談等があった場合、いろいろな対応があり、累計できるのかどうか分かりませんが、どのような対応をなされているのか古川生活安全部長に質問いたします。

古川生活安全部長 当県におけるストーカー事案の直近3年間の相談等の件数は、令和4年が138件、令和5年が159件、令和6年が138件であり、平成24年から毎年100件を超えておりまして、高止まりの状態となっております。また、本年に入ってから、8月末時点で109件と、昨年同期と比較して18件増加しておりまして、さらなる増加が懸念されます。

ストーカー事案をはじめとした人身安全関連事案は、認知した段階では被害者等に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが高いという特徴を有しているほか、加害者が被害者等に対して危害意識を有している場合、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶという極めて高い危険性があります。

そのため、ストーカー事案に関する相談等があった場合の県警察の対応としましては、ストーカー規制法をはじめとした各種法令を駆使した被疑者の検挙、ストーカー規制法に基づく警告、禁止命令等の行政措置などにより、被疑者に直接犯罪行為の抑止を図るほか、被害者に対しては警戒活動の強化、避難場所の確保、防犯カメラ等の貸出し、親族等に対する防犯指導などにより被害者等の安全確保を最優先とした対応を第一としております。

さらに、ストーカー事案の内容は様々であることから、被害者の保護については警察や関係機関が適切に対応できるよう、人身安全関連事案関係機関合同研修会を毎年開催して課題を共有するなど、連携を図っており、事案発生時には情報共有の上、最適な方法により被害の予防、拡大防止に努めているところであります。

県警察では、人身安全関連事案の特性に配慮しつつ、事案の内容を見極め、関係機関と連携し、被害者等の安全確保を最優先とした対処に万全を期してまいります。

鹿熊委員 2問目でございますが、警察庁はこの川崎ストーカー殺人事件の発生を極めて重大視し、各都道府県警察に情報集約や対処について、それを統括する司令塔を配置するよう通達を出すなどしておりますが、富山県警では今後どのような体制強化をさらに図って、ストーカー事案に万全を期していくのか、質問いたします。

古川生活安全部長 県警察では、平成26年1月、ストーカー事案等の人身安全関連事案に関する一元的な対処体制の強化に向け、警察本部に生活安全部門と刑事部門を総合して編制した人身安全対処プロジェクトチームを設置し、24時間体制で警察署からの報告の窓口となり、県警察が認知した全ての事案について、認知から終結に至るまで継続的に警察署への指導、助言、支援を行っております。

また、警察署においても同様にプロジェクトチームを設置しており、生活安全課と刑事課が連携して、被疑者の検挙と被害者等の保護の両面から人身安全関連事案への迅速かつ的確な対処を行っております。

先般の神奈川県におけるストーカー事案の対応を踏まえ、警察庁から人身安全関連事案への組織的な対応の徹底についての通達が発出され、また、臨時の全国警察本部長会議が開催されました。これを受け、県警察では、事件の対処

体制を再確認し、情報集約及び対処を統括する司令塔の明確化、マニュアルの整備等を進めているところでございます。

県警察としましては、全警察職員に対し、実践的な教養を実施するなどして、対処能力の向上を図るとともに、誇りと使命感を持って県民に奉仕するという警察のあるべき姿について改めて指導教養を徹底し、人身安全関連事案に対しては被害者等の心情に寄り添いつつ、警察本部の確実な管理の下、警察署との連携を密に、被害者等の安全確保を最優先とした対処に万全を期してまいります。

鹿熊委員 ただいまの答弁のとおり、しっかりとした対応を引き続きお願いしておきます。

次に、教育委員会に質問いたします。

まず、1点目でございますが、県立高校定時制課程の募集定員についてであります。県内の県立高校定時制課程において、募集定員を見ましたところ、全6校の募集定員が合格者数と大きく乖離していることが改めて分かりました。その乖離も極めて大きな乖離だと思います。令和5年度、6年度、7年度、いずれも募集定員が約960人に対して、多分これは受検者数もほぼ同じだと思うのですが、合格者数が令和5年度は263人、充足率27.4%、令和6年度は265人、同じく充足率は27%台、令和7年度は合格者数が297人、充足率が30.9%ということでございます。

定時制はいろいろな環境や状況の中で、生徒の学びたいという意欲に応える極めて大事な学校だと思っておりますし、以前、県立高校の定時制通信制教育振興会の会長も一時期務めたこともありまして、とても重要な教育課程だと思っておりますけれども、なぜこのような大きな乖離が生じているのかと。ちゃんと真剣に募集定員数を設定しているのかということに率直に素朴な疑問を感じます。

例えば隣の石川県は、ここも全6校の定時制高校があって、令和7年度を見ますと、募集定員が480人です。合格者数は231名ということで、充足率は50%近いですね。令和6年度においても充足率は56%ほどになっております。また、福井県も7校ありまして、定員が350人で、合格者数はまだデータがないのですが、多分充足率は50%前後ではなかろうかと思います。なぜ960人という定員を設定しているのか。過大と言わざるを得ないと思うのですが、募集定員の設定基準並びに過大に定員を設定する理由を聞きたいと思います。丸田課長、お願いいたします。

丸田県立高校改革推進課長 県立高校の定時制課程につきましては、働きながら学ぶ生徒に加えまして、中学校を卒業して様々な理由で全日制の高校に進めない生徒に、高校教育を受ける機会を提供するとともに、不登校経験者や全日制過程からの転入生、過去に高校教育を受けることができなかった方など、様々な入学動機や学習歴を持つ方々の学習ニーズに応えるといった役割を担っております。

このため、御紹介いただきました県立高校6校におきまして、普通科のほか工業科や総合ビジネス科、生活文化科など、15学科の定時制課程を設けております。また、6校のうち雄峰高校などの4校におきましては、昼間単位制の午前のⅠ部、また午後のⅡ部、さらに夜間単位制といった多部制の学校としております。生徒の生活スタイルや進路希望に合わせ学びの場を提供しているところでございます。

御質問の設定基準につきましては、定時制課程の募集定員はこうした生徒の多様な教育ニーズに対応できますよう、県内の各地域に、御紹介しました午前、午後、夜間の部ごとに国の標準法に基づく40人学級の設定をしてございます。こうしたことから、様々な学科、午前、午後、夜間、それぞれで40人学級を設けているため、御紹介いただきました

約960人という募集定員になっているものでございます。

引き続き、様々な生徒の進学先として枠を確保していくことは必要であると考えておりますが、御紹介いただきました他県の状況なども今後さらに注視してまいりたいと考えております。

鹿熊委員 よく他県の状況も調べていただきたいというのと、40人学級を基準にしているということでありますけれども、現状を見ると余りニーズがないと思います。ここは現状を見た対応が必要ではないかと思いますので、検討していただきたいと思います。

次に、2点目ですが、議論になっております新時代とやまハイスクール構想等についてであります。

実施方針そのものについての問いの投げかけもあったところでございますが、若干踏み込んでいる部分もある質問になりますので、よろしくお願いいたします。

このハイスクール構想の中に、実践ハイスクールの設置構想が載っております。実践ハイスクールというのは、高度化する技術への対応と実社会での活躍ということを目指す学校像にして、本県産業を支えていくために必要な知識、技術を身につけると。そのためには、地域の企業等と連携したデュアルシステムの導入とか、高等教育機関等への進学も視野に入れた教育課程の編成を描いているということでありますけれども、設置時期がこの構想では第3期になっております。一番後ということになっているのですが、なぜこの実践ハイスクールの設置が第3期になっているのか。

こういった高度化する技術への対応とか、デュアルシステムを導入する職業系専門学科の設置というのは急がれているのではないかと。今日、そういうふうに思うときに、なぜ第3期なのか疑問としてありますので、質問いたしま

す。

丸田県立高校改革推進課長 今ほど委員から御紹介いただきました構想の実施方針（素案）におきましては、工業科などで構成する職業系専門学科からなる実践ハイスクールを7つの学校類型の1つに位置づけており、高度化する技術への対応と実社会での活躍を目指す拠点的な学校として、東西各1校配置する案としたところでございます。

当該校におきましては、地域の企業などと連携したデュアルシステムの導入の準備でございますとか、設置する専門学科の構成や教育内容の検討、高等教育機関などへの進学も視野に入れた教育課程の編成などを行うとともに、新たな技術に対応した設備の導入などのハード面の整備も必要になると考えております。

こうしたことから、その設置に当たりましては、今後の科学技術の進展など、社会情勢の変化や生徒のニーズの動向を見据えつつ、また、地域産業の担い手育成の観点から、未来探求ハイスクールも含めた職業系専門学科の在り方の議論も踏まえる必要があるなど、一定の期間を設けて検討、準備を進めていく必要があると考え、第3期に設置する案としたところでございます。

委員から御指摘いただきましたとおり、迅速な対応も重要であると考えており、第1期を待たず令和8年度から魚津工業高校で、また、令和9年度から砺波工業高校で工業科の一括募集と学科改編を行うこととしており、現在学ぶ子供たちのためにスピード感を持った対応も進めてまいりたいと考えております。

また、第1期に設置いたします未来探求ハイスクールでは、職業系専門学科を組み合わせることも考えられ、今後とも時代に対応した専門教育を実践できるよう、丁寧に検討を重ねてまいりたいと考えております。

鹿熊委員 前半に答弁のありましたような今日どのような職業系の学科が必要かということについては、長い年数にわたって議論してきておられるのではないかと考えております。今聞くと、具体的な検討はこれからなのかもしれませんが、根本の大事な部分についてはもう議論は進められてきておると思いますので、スピード感を持った対応が必要ではないかと思えます。

また、職業系の全体像が普通科系との関連も含めた中でどのように出来上がっていくのか、まだ不透明な部分があると感じておまして、こういった未来探求ハイスクール等は令和7年度、8年度、9年度に踏み込んだ改革に入り、魚津工業高校、砺波工業高校の将来はどうなるのかということとの関連もあり、引き続き注視していきたいと考えております。急がれる必要があるのではないかとということだけは分かっていたきたいと思います。

次にいきます。第3期に設置予定の大規模校について、ハイスクール構想の14ページによれば、設置場所の決定とか、あるいは整備構想、整備計画の検討、決定、それから整備着手のスケジュールについての記載があるのです。これらについてどのようなスケジュール感をお持ちなのか、質問いたします。

丸田県立高校改革推進課長 大規模校は構想におきまして第3期に設置する案としておりまして、今ほど御紹介いただきました実施方針（素案）の14ページに、今後の検討の流れとして進め方を記載しているところでございます。

今後実施方針が取りまとまりました後、構想検討会議におきまして、第1期に関する具体的な検討と並行し、まずは設置場所や整備手法について現在の県立高校の敷地や施設の状況も踏まえながら、検討を進めたいと考えております。

この検討で一定の方向性が出ました後には、総合教育会議で設置場所を決定いただく流れを想定しております。その後につきましては、大規模校開設のための準備組織を設置する必要があると考えておりますが、第3期での開設に向け、より具体的な学科構成や教育の内容を詰めていきまして、それらに必要な教育環境や施設設備などに関する議論を深めながら、整備構想を取りまとめたいと考えております。

その後、より詳細な整備計画の策定に向け検討を進めまして、施設設備のハード面の整備と学校運営のソフト面、例えばスクールポリシーや教育課程、また教員の配置などといった準備を並行して進めていくことになると考えているところでございます。

鹿熊委員 いつからという具体的な年数が入った答弁が一切なかったのですが、そこにおいてはもう少し何か具体的なものは今言えるのですか。

丸田県立高校改革推進課長 具体的な進め方、また、スケジュールにつきましては、今後詳細を検討していく必要がありますため、今の段階でいつまでにということは申し上げられませんが、例えばですけれども、まず基本設計からその後の実施設計、また工事着手から工事完了まで、これらに要する期間といたしましてはおおよそ4年から5年程度かかるのではないかと想定されます。この期間は、先ほど申しました学校運営のソフト面の準備を進める期間にもなるかと考えております。

また、今ほど申し上げました基本設計の着手の前までに、整備構想や整備計画というものの細部を詰めていく必要がありますこと、また、その間にも計画の内容につきまして、広く周知、説明を行っていく必要もあること、そうしたことも踏まえますと、検討の開始からある程度時間を要する

と考えられますことから、第3期での設置というような案でお示しをしております。

鹿熊委員 来月総合教育会議を開いて、修正すべきところは修正をして実施方針を取りまとめたいという話です。確認ですけれども、実施方針は10月に取りまとめるということですか。修正に関する項目が多くてもっと検討する必要があるということであれば、実施方針の策定も10月からずれ込むということもあり得ると思うのですが、そこは確実に10月に実施方針を決める方針ということでもいいのですか。これは答弁、どなたでもいいのですけれども。

丸田県立高校改革推進課長 先ほど教育長から永森委員へお答えいたしました。これまでの御意見をどう反映するか、構想検討会議や総合教育会議で御議論いただく必要があると考えております。事務方としましては、10月頃の総合教育会議に向けて準備を進めたいと考えておりますが、そうした議論の進捗によるものと考えられますので、私どもとしては、準備を進めていきたいと考えております。

鹿熊委員 実施方針はこれから決定に向けて準備を進めるとお聞きいただきましたが、大規模校については、どのような内容のものが実施方針に載ってくるのでしょうか。

丸田県立高校改革推進課長 基本的には、今素案としてお示ししております内容にどういった修正を加えていくかということ。今後御議論いただく必要があると思っております。主な記載の構成といたしましては、今の素案がベースになるものと考えております。

鹿熊委員 そうしますと、素案の6ページに、大規模校については、設置場所等について県全域からの通学を考慮し、公共交通機関の利便性の高い富山市内の県有地を活用し新築すると書いてあるわけです。これがベースになると理解してよろしいでしょうか。

丸田県立高校改革推進課長 今ほど申しましたように、どのような修正を加えるかについては、これから御議論いただいた上で決まることになろうかと思っております。今御質問の回答には直接的なお答えにはなりませんが、今後議論をいただく必要があると思っております。

鹿熊委員 改めてですけれども、これまでの議論を踏まえますと、大規模校そのものについても、本当に必要なのかという意見も一応あるのですが、それはともかく、新築なのか、既存校舎の活用なのか、増改築等の活用なのかについては、非常に平行線をたどっています。私はこの実施方針を決めるに際しても、そこは両論併記にすべきではなかろうかと思っております。大規模校の具体的な教育内容の検討と並行しつつ、今後の県立高校全体の整備に要する費用の見通しも当然示すべきであり、そういったことを踏まえた実施方針の内容にすべきではなかろうかと思うのですが、小杉理事にお聞きいたします。

小杉理事・教育次長 大規模校の総合選択ハイスクールにつきましては、普通科系学科のスタンダードをベースにスポーツ、芸術、こうしたものを重点的に学べる教育内容を取り込むことにしております。併せて、職業系専門科目の一部も含めた形での多様な選択科目を開設して、多くの生徒、そして、教員の方々による多彩な授業展開で活力ある学校づくりというものを目指していくことにしております。

それに当たっては、特別教室、体育館、グラウンドなどのほか、多くの生徒さんたちが一斉に移動するため広い廊下の設備など、施設面でも多彩な授業展開等に対応できる教育環境とするため、今回お示しさせていただいた構想の実施方針（素案）においては、新築する案とさせていただいたところです。

取りまとめた素案提出後、自民党議員会の教育PTさん

からの御提言、そして、今議会での御議論も踏まえまして、既存校舎の活用を検討すべきといった御意見をいただいたところであります。そういった御意見も踏まえまして、先ほど永森委員の御質問に対して教育長から答弁しましたとおり、大規模校の検討に当たっては整備方法として新築だけではなく、既存施設の活用の可能性も含めて丁寧に議論する必要があると考えております。

今後実施方針の取りまとめの後は、より具体的な検討が必要になってきまして、そういった整備方法も含めて、どれだけの予算がかかるのかといったことの具体的な議論はしていきたいと思っておりますが、まずはこの実施方針の取りまとめに当たりまして、この後構想検討会議、そして、総合教育会議でしっかり検討いただけるようにしてまいりたいと考えております。

鹿熊委員 分かりました。よろしくお願いいたします。

先ほど永森委員の質問の中での教育長の答弁で、今後検討すべき論点として4つ挙げられました中に、小規模校について何ら触れられなかったのですけれども、東西に2校ずつ設置予定だと思いますが、小規模校の魅力化については、前回の委員会でも言いましたが、今の示されている案では魅力を感じられない。このままでは生徒は集まらないのではなかろうかということをおっしゃいました。地域共創というパターンで第2期に予定されている小規模校の在り方についても、しっかりと魅力ある地域共創の小規模高校になるように検討することも重要なテーマだと私は思っております。むしろ小規模校であっても、富山市からでも、あるいは高岡市からでも生徒が逆に行ってみたいと感じられるくらいの魅力あるものにしてほしいと思っておりますので、それについて教育長にお聞きします。

廣島教育長 前回の常任委員会の際にも鹿熊委員から同様の

御指摘をいただいて、地域共創は幾つかパターンはあるかと思うのですが、これは小規模校に限らず、いろいろな高校も同じだと思うのです。魅力化は1つのポイントであろうと。その1つとして、特に小規模校については、地域との連携ということも挙げさせていただいておったかと思います。先ほど来の議論の中でも、いろいろな地域と連携した取組も1つの大きな課題であるし、魅力化の1つの手法であろうということでした。特に小規模校については、そういった点が一番ポイントになると感じるところでございます。

大・中・小と、今ほど委員が言われたように富山市や高岡市からでも行きたくなるような学校は本当に1つの考え方であろうと思います。電車に乗っていく、どうやっていく、いろいろなベクトルが今までと逆のような動きがあって、それはしかるべきだろうと思いますので、そうしたことも念頭に、どうしたことができるのか検討していきたいと思います。

鹿熊委員 最後ですけれども、一般質問で、定員割れの高校について、学校運営に対する校長の関与を増やすべきではないかという瀬川委員長の問題がありまして、それに対して知事から、そうだと、しっかりと校長が強いリーダーシップを発揮して、多くの教職員を巻き込んで魅力と活力のある高校づくりを進めてもらいたいと。そういう答弁でありました。そのとおりだと思っておりますけれども、魅力化するためには、いろいろな面で予算が必要かと思います。講師を呼んでくるにしろ、あるいは、出向いていろいろな企業やいろいろな状況を理解するための校外学習など、校長を中心に学校でどうやって様々な魅力化を図っていくかという検討の中で、予算が必要であることは間違いないと思います。

知事のこの答弁を具体化するためには、極力学校側の意向に沿った必要な予算が確保されなければならないと思います。現状各校の魅力と活力を生むための予算はどのようなになっているのか。これは土肥課長に質問いたします。

土肥県立高校課長 県教育委員会では、県立高校の魅力と活力ある教育活動をさらに充実させていくため、校長裁量で活用できる運営費のほかに、各高校からの要望が強い探究活動とキャリア教育を柱として各校の取組を支援しております。

探究活動につきましては、広い視野で課題を捉え、その解決を図る能力の涵養などを目的とした次世代創出PBL推進事業において、各校の計画を審査した上、1校あたり最大70万円の支援を行っているところです。また、今年度からは新たに海外での探究活動の発表を支援することとしておりまして、海外高等教育機関等における生徒研修費や教員の旅費等として162万円までの支援をしております。

キャリア教育につきましては、社会へはばたく17歳の挑戦におきまして、普通系学科及び総合学科の生徒が企業での体験活動等を行う際の輸送費を支援しているほか、職業系専門学科を対象に起業や新商品開発、高度な専門知識、技術の習得などの実践的な取組や、農業科や水産科などで行う学科間連携の取組に対しても支援を行っております。

国の事業であります高等学校DX加速化推進事業やSSHにつきましても、希望校が採択されておりまして、校長のリーダーシップにより取り組む各校の教育活動を後押ししております。

県教育委員会といたしましては、今後ともこうした事業を通して各校の教育活動の一層の充実を図り、さらなる魅力化につながるよう支援を続けてまいります。

鹿熊委員 よく分かりました。引き続きよろしく願いいた

します。

立村委員 委員長が御質問されないようなので、私が最後になります。今しばらくお付き合いいただければと思います。

私からも、新時代とやまハイスクール構想実施方針（素案）についてお伺いいたします。今議会でも数多くの議員から高校再編に関する質問がなされたところであります。我が会派の教育PTの意見に対し、今議会では、前向きな答弁がほとんどなされなかったことを非常に残念に思うとともに、意外であります。もう少し部分的にでも何かしらのリアクションがあるものかとおっしゃったのですけれども、このままでは果たして我々の教育PTの存在意義はどうなるのだろうかということに関して、非常にじくじたる思いを持っております。

まだまだ議論の余地が残っていると思っております。これは個人の見解ですけれども、来月10月に総合教育会議、その前にハイスクール検討会議が開かれるようですけれども、11月議会の場で実施方針を何かしら変更された上で、もう一度そういった議論の場が当然与えられるものだと期待をしておるところです。

先ほど永森委員も言われましたが、私も県民の方々の関心が薄いということに非常に危機感を持っています。34校が20校に減るというあの記事が報道各社から出た。そのときに私のところにも当然幾つかお問合せはいただきましたが、その後、その空気感はどうなっているかというと、どうも県民の方々は、まだ我が事として捉えていないのではないのかという思いを強く持っています。設置方針は第1期、第2期、第3期とそれぞれ分けて示されるようですけれども、このままだと、そのたびにまた、何で自分らの学校だけがという地域の問題、課題、不満が吹き上がることはもう目に見えております。

そこで、私は我が会派のPTの提言書にも記載してありますけれども、第1期の再編公表時に、最終的な全体像を具体的な高校名を挙げて示すべきという考えを強く持つておるところであります。そういった質問も今議会ではなされたところであります。県教育委員会側からは、それに対しては否定的な見解を示されたわけではありますが、3つの理由を主に言われました。その1つが、まずは将来の入学対象者にネガティブな印象を与えるといったことであります。それは、例えば過去の再編対象校の倍率がエビデンスになっているのか、裏付けとなっているのか。実際に令和2年度に再編統合された4校における再編統合発表前と発表後2年間の倍率の推移について、丸田課長にお伺いいたします。

丸田県立高校改革推進課長 令和2年度の高校再編の対象校などを盛り込みました実施方針は、平成30年2月に発表されております。御質問のこの発表前の平成28年度と29年度の2年間と発表後の平成30年度と令和元年度の2年間、それぞれの2年平均での推薦内定者を含む平均志願者倍率を比較いたしました場合、4校のうち3校におきまして、発表前より発表後の倍率が低下をしております。

具体的には、まず泊高校でございます。発表前の2年間の平均が0.91倍でございましたが、発表後の2年間では0.74倍と低下しております。次に、水橋高校でございます。発表前の2年間では1.05倍でございましたが、発表後は1.01倍となっております。次に、南砺福光高校でございます。まず普通科でございますが、発表前は1.04倍でございましたが、発表後は0.96倍となっております。国際科につきましても、発表前の0.87倍が発表後は0.55倍となっております。最後に、高岡西高校でございます。こちらのみ増加しております。発表前は1.00倍でございましたが、発

表後は1.14倍となっております。

立村委員 丸田課長は、御紹介いただきました4校の数字をもってネガティブな印象を与えたというふうに言えるとお考えですか、お伺いします。

丸田県立高校改革推進課長 今ほどの結果を踏まえますと、やはり発表後に低下しているという事実はあると考えておりますので、若干不安視するような受け止めがあったのではないかと考えられると思います。

立村委員 数値としては下がっているのでしょうけれども、私の感覚としては、もっと下がっているという思いもありました。仮になくなることが決まったとしても、最近の子供たちは、よく言われるように行ける高校よりも行きたい高校を選ぶ傾向があるのではないかと私は思っています。

当然ですけれども、統合される側の学校としても、最後の3年生が卒業するその1年間まで自分たちの高校を魅力的なものにしようと一生懸命頑張られるわけですから。そういった意味では、ネガティブな印象を与えるとおっしゃることが、ちょっと私は腑に落ちないところがあります。

続けて、2問目の質問にいきますけれども、第1期再編の公表時に、最終的な全体像を示すべきとの我が会派の意見に対して言われた否定的な見解の2つ目の理由、それは第2期、第3期再編時の社会情勢が不透明、あるいは生徒のニーズが変化するのではないかといったことですが、社会情勢の変化というのは、それこそ今お示しになっている7つのタイプの組合せといったことで対応すべきものであって、学校の配置場所がどうなるかというようなことは関係ないのではないかと思いますのですが、丸田課長の所見をお伺いします。

丸田県立高校改革推進課長 今ほどの御指摘につきましては、第1期に関する公表時に、最終的な全体像をお示ししたと

しても、その後の社会情勢の変化には7つの学校類型の組合せで対応できるのではないかといったことであつたかと思います。今般の高校再編では、現時点におきまして、今後必要と考えられる教育内容を整理しました上で、その教育内容を組み合わせた新時代ハイスクールをこれまでの教育実績などを考慮しながら、現在の高校施設を活用することを基本として、県内にバランスよく配置する案としております。

現在の高校施設の活用を基本としておりますことから、新たに設置する新時代ハイスクールの公表におきましては、設置場所だけではなくて、そこで提供する教育内容も併せてお示しすることが大切であると考えております。

委員御指摘のとおり、学校類型や教育内容の組合せ方次第で対応できる部分もあるかと思いますが、設置場所と教育内容は深く関わっているものと考えておりまして、例えば、特に職業系専門学科などにおきましては、社会情勢などの変化によって提供すべき教育の内容が変われば、設置場所も再検討が必要になる場合もあると考えているところでございます。

立村委員 今課長がおっしゃった職業系学科のお話ですけれども、それは例えば、実習棟がないところになることはないのでしょうかけれども、場合によっては、ある程度大規模な実習棟を備えたほうが良いといった情勢が20年後とかには出てくるかもしれない。そういったことを想定して、場所はなかなか特定することは難しいといった趣旨でよろしいですか。

丸田県立高校改革推進課長 これまでの教育内容をどう活かしていくかという観点からは、今御指摘いただいたような今どういう施設を備えているかということも今後の検討に必要であると考えております。

立村委員 確かにおっしゃるように、既存の施設をどう活用していくかが前提にあって、どういったカリキュラムでやるかというのも加わっていくのだとは思いますが、それこそ我々がいつも言っておるとおり、大規模校ですら既存施設を有効活用されたらどうですかと言っているぐらいですから、それに関しては全く異論を言うつもりはありません。ただどうしても、先ほどの繰り返しになりますけれども、最終的にどこにどういったことをやる高校が来るのか来ないのかというのは、県民にとっては一番の関心事だと思うのです。

それこそいろいろな要素はあると思います。ただ、先ほど教育長がおっしゃったように、実施方針が仮に出来上がったとしても、この実施方針の中にも、第2期、第3期のときには、社会情勢の変化に応じて柔軟に対応するといったことを書いておられますし、繰り返しになりますが、私はまず、第1期のときに具体的な将来像をお示しすることが県民にとっても望ましいことだと思っておりますので、その点をまた御検討いただければと思います。

最後の質問になりますが、実施方針の素案を発表された際、今後県民との意見交換会やパブリックコメント、そして、9月議会での議論を踏まえた上で、その後の手続を進めたいといった知事の御発言もあったところです。素案に対する意見の隔たりがまだまだ我が会派だけでなく、県民の方々とも大きいのではないかと感じております。今回の再編に関しては、これまでのような単純なAとBをくっつけてAだけが残るという再編ではなく、規模や学科等、本当に本県の県立高校教育にとって大きな転換点となることですから、そのスケジュール等に関しても、前例にとらわれることなく、より丁寧で慎重な協議が求められるものではないかと思っております。

そこで、まずは素案に対するパブリックコメントの募集がつい先日終わったと聞いておりますが、その結果はどのようなものであったか、そして、その結果や先月の県民との意見交換会、そして、今議会での議論などを踏まえて、今後最終的な実施方針をどのように取りまとめていかれるのか、小杉理事にお伺いいたします。

小杉理事・教育次長 今回の構想の実施方針（素案）を出した直後からパブリックコメントを始めさせていただきました。先般締め切ったところではあります。全部で69件、この中には幾つも見え入っている要素はありますが、69件の御意見がありました。

それらの内容については、今整理を進めているところですが、先月末開きました意見交換会、そして、今定例会の御議論と同様に、構想の進め方ですとか、将来の学校数をどうするか、また、大規模校の必要性、そして、職業系専門学科の在り方など、おおむね同様な形での御意見が多かったという形になっております。

先ほど永森委員の御質問にも教育長からお答えいたしました。最終的な実施方針への反映につきましては、確定的なことは現時点では申し上げられませんが、今後の検討、議論の観点としまして、1つ目として、再編の進め方やスケジュール、2つ目として、将来の学校数や施設の活用、そして3つ目が大規模校の整備方法、そして、最後4つ目が職業系専門学科のさらなる議論というものがあると考えております。

委員から御指摘のとおり、今回の再編はこれまでの再編統合とは異なりまして、県立高校の在り方の大きな変わり目になることですから、これまでも様々な形で県民の皆さんの御意見をお聞きしてきましたし、この後も当然皆さんに御意見をお聞きしていかなければならないと考えており

ますが、今後実施方針の取りまとめに当たりましては、構想検討会議、そして、総合教育会議等でしっかり検討いただきますよう、努力、準備をして進めていきたいと考えております。

立村委員 第1期再編の公表時に最終的な全体像を示してくださいという提案に対する否定的な見解の3つ目が、それをしてしまうと第1期の再編が遅れるといったことでありました。ただ、繰り返しになりますけれども、今理事からもお言葉がありましたけれども、今回の再編は今までと違ってより丁寧に慎重な協議が必要であろうと考えております。まだまだ我々との意見の相違もありますので、今後とも引き続き協議をさせていただきたいということをお願いいたしまして、私からの質問とさせていただきます。

瀬川委員長 ほかにありませんか。——ないようですので、これをもって質問を終わります。

5 行政視察について

瀬川委員長 次に、閉会中の継続審査事件の調査のための行政視察について議題といたします。

県内行政視察については、必要に応じて機動的に実施していきたいと考えており、その実施に当たっての日程調整等については委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

瀬川委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

瀬川委員長 以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ないようですので、これをもって委員会を閉会いたします。

教育警務委員長 瀬川 侑希